

○大和市自治基本条例 (抜粋)

【前文】

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

【解説】

- ・前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。
- ・これまで、大和市（地域社会）の発展は、市民、市議会、そして市長が、それぞれの考え方のもと、それぞれの理想を追求する中で達成されてきました。しかし、多様で個性豊かな地域社会を実現するという時代的な要請に応えていくためには、これまでの対応では限界があり、三者による英知の結集や役割分担に基づいてそれぞれが責務を果たし協力することが欠かせないものとなってきました。
- ・『地方自治の本旨』である住民自治と団体自治の考え方にとり、三者が力を合わせて目指すべき地域社会の実現に努める、これこそが大和市の自治の姿です。そこで必要となる三者の間で共有すべき考え方や仕組みを、条例として定めるものが自治基本条例です。
- ・明治時代、この地域のいくつかの村が合併し一つの村となりましたが、その後この村では、合併前の村民間に生じた様々な問題や軋轢により分村運動が起きました。そこで調停に入った神奈川県から提案された村名が『大和』村であり、大和市の名前の由来です。互いを尊重し、大きく和していこうというこの名前の意味を大事にし、自治を進めていきたいと考え、「大きく和する」という言葉を前文に入れています。

・このような歴史的認識を含めて、大和市は、自治を推進するにあたり、「市民一人ひとりが個人として尊重されること」と「自らの意思と責任に基づいて自己決定すること」、この2つを自治の基本理念に掲げています。

＜参考：住民自治と団体自治＞

地域の課題は、その地域の住民が自主的に解決するというのが『住民自治』です。これに対して、地方自治体を国家から独立した個別の団体とみなし、地方的な事務はその団体に任せるとするのが『団体自治』です。

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

・目的規定は、前文に掲げた自治の基本理念にそって、この条例は何を定めているかをより具体的に示したものです。

・「前文に掲げた自治の基本理念」とは、前文の4段落目にある、「市民一人ひとりが個人として尊重されること」と「自らの意思と責任に基づいて自己決定すること」の2つを指しています。

・上記の理念にのっとり、この条例では大きく『自治の基本原則』、『市民の権利と責務』、『市議会の責務』、『市長の責務』、『行政運営の原則』を定めています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

【解説】

・自治基本条例は、自主・自立の自治体運営を支える基本的な理念や仕組みを定めた自治体の最高規範であり、『市民の権利と責務』、『市議会の責務』、『市長の責務』、『行政運営の原則』などの内容はその性格を裏付けるものです。このことから、比喩的に『自治体の憲法』などと表現されることもあります。

・どの条例も規範としての効力は同一であり、上下はありませんが、他の条例や規則等の制定や改廃に当たっては、「この条例の内容を尊重し」なければならないことを定め、自治基本条例の最高規範性を表しています。そのため、既存の条例や規則の中でこの条例に反する内容が含まれるものがあつた場合、すみやかに改正することが必要です。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

【解説】

・この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義しています。

・第1号「市民」について

自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています（外国籍の市民も含まれます）。また、「者」は個人を指し、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいます。

・第2号「執行機関」について

執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。市の代表者である市長と、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する6つの行政委員会及び委員を指しています。

・第3号「市」について

通常『市』という場合、漠然と市役所を指して使われることも少なくありませんが、この条例では市の構成要素を『住民＋市議会＋執行機関』とし、住民も自治体の構成要素の一つであることをはっきりと示すとともに、自治をこの三者が協力して担っている意味合いを表現しています。そして、自主的、総合的に実施される地域行政の対象は、範囲を広げて定義した市民とし、これからのあるべき自治体の姿を示しています。

・第4号「協働」について

『第4条参加及び協働の原則』で規定しているとおり、多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市議会や執行機関だけで取り組むことが困難な状況の中、協働は自治を推進する上で不可欠の要素となっています。

第4章 市議会

(市議会の責務)

第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。

3 市議会は、保有する個人情報保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。

【解説】

・『地域のことは、地域で考え、地域で決める』という、自主・自立の自治体運営が望まれるほど、自治体の意思決定機関である市議会の果たす役割はますます重要になります。

・第1項について

市議会は、前文に規定されている自治の基本理念にのっとり、地方自治法等により与えられた権限を行使することが求められています。

・第2項について

開かれた議会運営、説明責任、応答責任は、市民の権利として規定した『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が市政に参加する上での前提条件となるものから、市議会の責務として位置付けています。

・第3項について

執行機関と同様に、市議会においても、保有する個人情報を保護しなければなりません。また、前項と同じく、市民の権利として規定した『情報を知る権利』を保障するとともに、保有する情報を原則として公開しなければならないことを市議会の責務として位置付けています。

<参考：議会の権限>

議会の権限の中心的なものとして、

- ①議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定など15項目）があります。そのほかに
- ②選挙権（同法第97条・第103条・第182条）
- ③検閲・検査権及び監査請求権（同法第98条）
- ④意見書提出権（同法第99条）
- ⑤調査権（同法第100条）
- ⑥長の不信任議決権（同法第178条） などがあります。

(市議会議員の責務)

第 14 条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

【解説】

・二元代表制のもと、幅広く市民の意思を代表する市議会議員の果たす役割はますます重要になっています。前条に定めた責務を市議会が果たすために、市議会議員は前文に規定されている自治の基本理念にのっとり職務を遂行することが求められています。